

館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針

1 目的

ツイッター等のソーシャルメディアは、利用者の増加とともに、人びとの生活に身近な情報の伝達手段として浸透しつつあり、自治体においても新たな広報ツールとして広がりを見せている。

ソーシャルメディアは、リアルタイムでの情報の発信や共有ができる有効なメディアであって、広報紙やホームページなどの既存の広報媒体と組み合わせることで、より効率的、効果的な広報活動が可能となる。

その一方で、ソーシャルメディアには匿名性や一方的な記述などに起因する「なりすまし」や不正確な情報発信、不適切な記述による意図しない問題などの発生が懸念される。

本方針は、こうした問題点に留意しつつ、本市がソーシャルメディアの適切かつ有効な活用を図るために、その基本的な考え方を明らかにするものである。

2 ソーシャルメディアの定義

ツイッターやブログなどに代表される、インターネットを利用して情報を発信する、又は相互に情報のやり取りを行うことができる情報伝達手段をいう。

3 本方針の適用範囲

本方針は、本市の職員がソーシャルメディアを職務で利用する場合に適用する。

4 利用に当たっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアの利用に当たっては、地方公務員法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 自覚と責任を持って、ソーシャルメディアを利用しなければならない。
- (3) ソーシャルメディアが即時の情報の拡散性を持つことから、正確な情報を発信し、その内容について誤解を招かないように留意しなければならない。
- (4) 著作権法等の法令を遵守し、他者の権利及び基本的人権を侵害することのないように留意しなければならない。
- (5) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (6) 発信した情報に対し、攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応する

よう努めなければならない。

5 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を発信してはならない。

- (1) 他者を侮蔑すること。
- (2) 職務上知り得た秘密や個人情報を含むこと。
- (3) 市のセキュリティを脅かすおそれのあること。
- (4) 人種、思想、信条等を理由に他者を差別し、又は差別を助長させること。
- (5) 違法若しくは不当な行為、又はそれらの行為を煽ること。
- (6) 事実と異なること。
- (7) 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関すること。
- (8) 故意にネットワーク上の情報交換を妨げようとすること。
- (9) 公序良俗に反すること。

6 運用に関する留意事項

- (1) 新規にソーシャルメディアのアカウントを取得する場合には、当該ソーシャルメディアに係る運用方針を策定し、市公式ホームページに掲載するものとする。
- (2) アカウントパスワードが流失すると、悪用される危険性があることから、運用管理責任者は厳重な管理を行わなければならない。
- (3) ソーシャルメディアのアカウントを取得した場合は、市の公式アカウントである旨を明示するものとする。
- (4) ソーシャルメディアの提供機関などが認証アカウントの発行を行っている場合は、可能な限り、認証アカウントを取得するものとする。
- (5) 運用管理責任者は、管理するアカウントについて、常に運用状況を確認し、なりすまし事例を発見した場合は、当該アカウントを管理するソーシャルメディアの管理者に報告を行うとともに、市公式ホームページで周知する。

本基本方針は、平成29年3月29日から施行する。